

久留米広域市町村圏事務組合
第1次地球温暖化対策実行計画

平成27年度～平成31年度

平成27年4月

久留米広域市町村圏事務組合

目 次

第1章 基本的事項	
1 実行計画の目的	2
2 実行計画の基準年度と期間	2
3 実行計画の対象範囲	2
4 対象とする温室効果ガス	3
第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標	
1 基準年度の二酸化炭素排出量	3
2 要因別の排出状況	3
3 実行計画の目標	4
第3章 具体的な取組	
1 施設設備の改善等	4
2 物品購入等	4
3 その他の取り組み	5
第4章 推進・点検体制	
1 推進体制	5
2 推進手法	6
3 点検・評価	6
4 進捗状況の公表	6

第1章 基本的事項

1 実行計画の目的

本計画は、地方自治法第292条の規定により準用する地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第20条の3第1項に基づき、一部事務組合等の地方公共団体の組合に策定が義務付けられている温室効果ガス排出量の削減のための措置に関する計画として策定するものである。

久留米広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）の事務事業の実施に当たっては、第1次地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けた各種の取り組みを行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

2 実行計画の基準年度と期間

実行計画の基準年度は、平成25年度とし、実行計画の期間は、平成27年度から平成31年度（目標年度）までの5年間とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

3 実行計画の対象範囲

実行計画は、組合が行う全ての事務・事業を対象とする。

（対象施設一覧）

施設名	住所
事務局	久留米市北野町中3245番地3
消防本部及び久留米消防署本署	久留米市東櫛原町999番地1
東出張所	久留米市東合川七丁目12番43号
善導寺出張所	久留米市善導寺町飯田907番地1
南出張所	久留米市上津一丁目5番20号
西出張所	久留米市大善寺町宮本96番地44
三井消防署本署	小郡市大板井279番地2
三井出張所	三井郡大刀洗町大字下高橋381番地の1
三国出張所	小郡市三沢4626番地5
浮羽消防署本署	久留米市田主丸町鷹取682番地1
浮羽出張所	うきは市浮羽町東隈上419番地7
三潴消防署	久留米市城島町江上上165番地1

4 対象とする温室効果ガス

実行計画で削減対象とする温室効果ガスは、法で定められた削減対象となる6種類のガスのうち二酸化炭素を対象とする。

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1 基準年度の二酸化炭素排出量

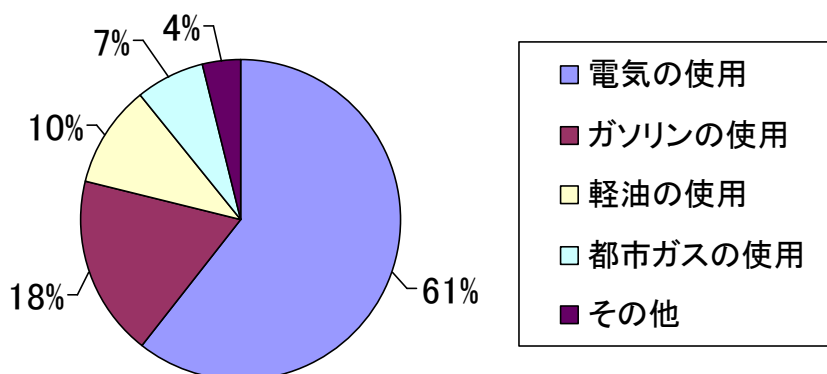
組合の事務・事業における基準年度の二酸化炭素総排出量は、972,342 kg-CO₂である。

(基準年度二酸化炭素排出量)

区 分	排出量 (kg-CO ₂)
ガソリン	177,976
灯油	22,410
軽油	99,800
液化石油ガス (LPG)	15,172
都市ガス	67,315
電気	589,669
二酸化炭素 (CO ₂) 計	972,342

2 要因別の排出状況

基準年度である平成25年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、他人から供給される電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の60.6%を占め、次いでガソリンの使用が18.3%、軽油の使用が10.3%で全体の89.2%を占めている。



3 実行計画の目標

実行計画の削減目標の設定に際しては、個別の措置の目標を積み上げて最終的な二酸化炭素の総排出量の数量的な目標を定めるボトムアップ方式により削減目標を設定するものとする。

実行計画の削減目標は、平成25年度を基準年度として、京都議定書で定められた方針（平成2〔1990〕年を基準年として平成20〔2008〕年から平成24〔2012年〕年までの5年間で6%削減）を踏まえ、計画期間の最終年度である平成31年度の二酸化炭素排出量を4.57%削減することを目指す。

なお、ガソリン及び軽油については、救急車や消防ポンプ自動車等の緊急出動等の活動に伴う消費が大部分を占めており、大きな削減が困難であることから、削減目標を1%とする。

（二酸化炭素排出に係る措置の目標）

区 分	平成25年度	平成31年度	削減目標
ガソリン	76,714L	75,947L	1%
灯油	9,000L	8,460L	6%
軽油	38,682L	38,295L	1%
液化石油ガス（LPG）	5,058kg	4,754kg	6%
都市ガス	30,186Nm ³	28,375Nm ³	6%
電気	963,511kWh	905,700kWh	6%
二酸化炭素（CO ₂ ）計	972,342kg-CO ₂	927,890kg-CO ₂	4.57%

第3章 具体的な取組

1 施設設備の改善等

- ・ 施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
- ・ 高効率照明への買い換えを順次行う。

2 物品購入等

- ・ 電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努める。
- ・ 事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。

3 その他の取組

- (1) 電気使用量の削減
 - ・ 効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努める。
 - ・ 昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行う。
 - ・ 退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
 - ・ OA機器等の電源をこまめに切るように努める。
- (2) 燃料使用量の削減
 - ・ 急発進、急加速をしない。
 - ・ 緊急走行以外の運行においては、効率的な走行経路を選択し、可能な限り走行距離を少なくする。
 - ・ 車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める。
 - ・ 公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控える。
- (3) ゴミの減量、リサイクル
 - ・ 物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。
 - ・ 廃棄物の分別排出の徹底に努める。
- (4) 用紙類使用量の削減
 - ・ 両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める。
 - ・ リサイクル用紙の購入に努める。
- (5) 水道使用量の削減
 - ・ 日常的に節水を心がける。
- (6) 環境保全に関する意識向上、率先実行の推進
 - ・ ノーネクタイ（クールビズ）・重ね着（ウォームビズ）を推進する。
 - ・ 空調設備の適切な温度設定を行う。

第4章 推進体制及び進捗状況の公表

1 推進体制

実行計画を実施・運用していくためには、各職場単位で取組を推進することが必要であることから、「推進本部」、「推進担当者」及び「事務局」を設け、以下のような推進体制で取り組んでいくこととする。

(1) 推進本部

推進本部は、理事を本部長、消防次長を副本部長、総務課長、救急防災課長及び各消防署警防課長を委員として構成し、実施状況の点検、評価及び実行計画の見直し等を行う。

(2) 推進担当者

推進担当者は、組合事務局、消防本部各課、各消防署警防課及び各消防署消防課各署所の監督職1名を充て、推進担当者を中心に実行計画を実施・運用する。

(3) 事務局

推進本部の事務局は、組合事務局に置き、推進本部、推進担当者との連絡調整を行う。

2 推進手法

(1) 全職員が自らの業務を遂行する中で、「第3章 具体的な取組」に規定する項目に従って、環境負荷の低減を図るべく実践する。

(2) 職場ごとに、各年度に消費した電気、ガス及び燃料の使用状況について、毎年4月末までに事務局へ報告する。

3 点検・評価

各職場からの取組に関する報告に基づき、推進本部において取組状況や数量的目標の達成状況について毎年把握し、総合的に点検、評価する。

4 進捗状況の公表

計画の進捗状況及び直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回ホームページ等により公表する。